

家庭用エアコン（100V・200V級）設置・修理に係る電気工事関係法規制

下記を行う作業は法規制がかかります

【電気工事（軽微な作業）】

⇒ 電気工事士資格は不要、電気工事業登録又は届出が必要

【電気工事】

⇒ 電気工事士資格が必要、電気工事業登録又は届出が必要

他配管と一体化(配管ダクト、化粧テープ巻等)した内外接続電線を壁等に固定する作業【電気工事（軽微な作業）】
内外接続電線を壁等に直接固定する作業【電気工事】

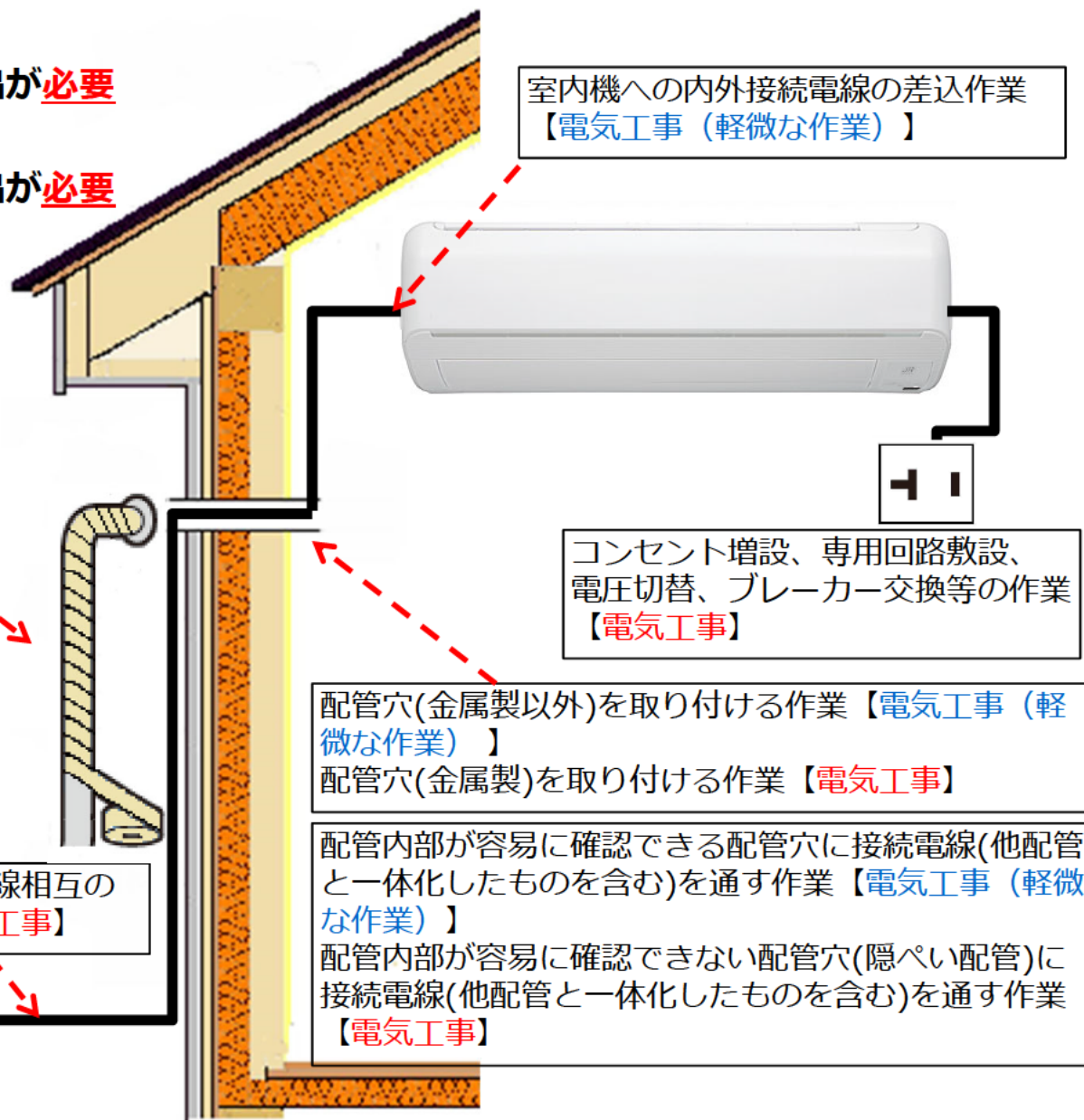


室外機への内外接続電線の差込作業【電気工事（軽微な作業）】



内外接続電線相互の接続【電気工事】

アースと接地線の接続、接地端子の接続【電気工事（軽微な作業）】
接地線相互の接続、接地線と接地極の接続、接地極の埋設【電気工事】



室内機への内外接続電線の差込作業【電気工事（軽微な作業）】

コンセント増設、専用回路敷設、電圧切替、ブレーカー交換等の作業【電気工事】

配管穴(金属製以外)を取り付ける作業【電気工事（軽微な作業）】

配管穴(金属製)を取り付ける作業【電気工事】

配管内部が容易に確認できる配管穴に接続電線(他配管と一体化したものを含む)を通す作業【電気工事（軽微な作業）】

配管内部が容易に確認できない配管穴(隠ぺい配管)に接続電線(他配管と一体化したものを含む)を通す作業【電気工事】